

むつ市議会第234回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成29年12月13日（水曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

第1 行政報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第2 議案第73号 むつ市ふるさと納税寄附金基金条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第74号 むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第75号 地方卸売市場大畑町魚市場基金条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第76号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第77号 むつ市野菜集荷貯蔵施設条例を廃止する条例
- 第7 議案第78号 むつ市林業研修集会施設条例を廃止する条例
- 第8 議案第79号 指定管理者の指定について
(むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者を指定するためのもの)
- 第9 議案第80号 指定管理者の指定について
(むつ市心身障害者ふれあいの家の指定管理者を指定するためのもの)
- 第10 議案第81号 指定管理者の指定について
(大畑中央公園外1施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第11 議案第82号 指定管理者の指定について
(脇野沢瀬野牧野外9施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第12 議案第83号 指定管理者の指定について
(地方卸売市場大畑町魚市場の指定管理者を指定するためのもの)
- 第13 議案第84号 指定管理者の指定について
(むつ来さまい館外2施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第14 議案第85号 指定管理者の指定について
(むつ市奥薬研修景公園外1施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第15 議案第86号 下北地域広域行政事務組合理約の変更に関する協議について
- 第16 議案第87号 市道路線の認定について
- 第17 議案第88号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（大間町）
- 第18 議案第89号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（東通村）
- 第19 議案第90号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（風間浦村）
- 第20 議案第91号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（佐井村）
- 第21 議案第92号 平成29年度むつ市一般会計補正予算
- 第22 議案第93号 平成29年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第23 議案第94号 平成29年度むつ市介護保険特別会計補正予算

第24 報告第27号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	野 呂 泰 喜	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	10番	東 健 而
11番	佐 賀 英 生	12番	富 岡 修
13番	大 瀧 次 男	14番	中 村 正 志
15番	濱 田 栄 子	16番	浅 利 竹二郎
17番	佐々木 肇	18番	齐 藤 孝 昭
19番	富 岡 幸 夫	20番	村 中 徹 也
21番	川 下 八十美	22番	半 田 義 秋
23番	菊 池 光 弘	24番	岡 崎 健 吾
25番	鎌 田 ちよ子	26番	白 井 二 郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗一郎	副 市 長	鎌 田 光 治
教 育 長	遠 島 進	公 管 企 業 者	花 山 俊 春
政 統 策 統 括 監 務 部 長	川 西 伸 二	代 監 査 委 員	齊 藤 秀 人
企 画 部 長	村 田 尚	財 務 部 長	氏 家 剛
財 務 部 調 整 監	赤 坂 吉千代	民 生 部 長	中 里 敬
保 健 福 祉 部 長	瀬 川 英 之	保 福 健 推 進 社 康 監	徳 田 暁 子
経 済 部 長	三 上 達 規	建 設 部 長	光 野 義 厚
川 内 庁 舎 所 長	二 本 柳 茂	大 畑 庁 舎 所 長	坂 井 隆
協 野 沢 庁 舎 所 長 経 済 シ ー テ ー プ 推 進	浜 田 一 之	会 管 総 理 出 納 室	畑 中 秀 樹

選挙事務局長 農委事務局長 公営企業局長 企政推進課長 民生推進課長 経済推進員事務 民市スポ一課 経産課勤労青年局長 経観課安館 教委事務局長 総務主任	濱寺萬吉坂金伊石杉畑栗	田島年田和田野浜藤田澤中橋	賢島年茂和田かづみ達大隆一涉恒	一誠昭久み也郎司徳渉平	委員局長 部長 部策監進長 部策監長 健部策監社長 部長 部ロシヨン長 部産長 部長 育会局習長 部民課幹	二金吉松鍋角松酒杉吉中	本澤田谷谷本山井田村	柳澤田谷久美子本山一郷佳昭	茂子真勇美子力勝雄史子男
---	-------------	---------------	-----------------	-------------	---	-------------	------------	---------------	--------------

育会局涯課幹 部課事
員務 習 務務
教委事生学主 総総主

加 藤 昭 広
佐 藤 貴 昭

育会課査
員務 主
教委総主

一 戸 光 樹

事務局職員出席者

事務局長
総括主幹
主任主査

東 雄 二
奥 本 聡 志
堂 崎 亜 希 子

次 長 伊 藤 泰 成
主 幹 葛 西 信 弘
主 事 山 本 翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（白井二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（白井二郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

本日この後、学校給食への異物混入事故について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（白井二郎） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1 行政報告

○議長（白井二郎） 日程第1 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 皆さん、おはようございます。

昨日、行政報告いたしました学校給食への異物混入事故の事案につきまして、教育委員会及びむつ保健所で調査した内容並びにその結果と今後の対応につきまして、教育委員会からご報告申し上げます。

○議長（白井二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 昨日ご報告いたしました学校給食への異物混入事故について、これまでの教育委員会及びむつ保健所で調査した内容並びにその結果と今後の対応につきまして、ご報告させていただきます。

使用した「ひじき」は2業者のものを混ぜて使用していたものですが、調理前に「ひじき」の2回目の洗浄中に金属片が1つ発見されたものの、3回目の洗浄で異常がないことから、調理して提供していたことが確認されました。

金属片につきましては、調理器具などの施設内の設備に欠損や欠落部分がないことを確認しており、昨日、市教育委員会職員立会いの下、県の保健所の立ち入り調査においても、施設の設備上は問題がなかったとの意見を頂いたことから、大畑学校給食センターが配送している6校の保護者宛てに、文書により、お詫びを申し上げるとともに、12月12日は代替給食としたこと、保健所からの意見を受けて本日以降の給食は通常どおり提供することを通知しております。

今回の事故原因は、施設側ではなく、納品した「ひじき」への混入であるため、今後、保健所が納入業者2社への調査を予定しております。

各小中学校及び給食センター等に通知した「むつ市学校給食異物混入対応マニュアル」では、調理作業中に異物を発見した場合は、混入している食品をそのまま保存し、栄養士、衛生管理士及び施設長に報告して協議することになっておりますが、それがなされておりました。

いずれにいたしましても、今回の異物混入事故につきましては、「むつ市学校給食異物混入対応マニュアル」どおり対応していれば、確実に防ぐことができた事案であり、今後、委託先のむつ市教育振興会に対して、当該マニュアルの遵守の徹底と改善策を文書で提出していただくこととしており、教育委員会といたしましても、繰り返しに

なりますが、二度とこのようなことがないよう、調理場内の厳重な注意と指導を徹底し、再発防止に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、マニュアルの遵守につきましては、改めて昨日中に、全ての調理場に通知しております。

○議長（白井二郎） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 昨日に引き続いて行政報告を受けたわけではありますが、今教育長から報告があった中で、今回、業者が納入した食品の中に異物が混入していると、こういう報告であります。

そこでお聞きをするわけではありますが、2つの業者が納入した食品だということではありますが、納入業者の選定は、多分給食を担当しているむつ市教育振興会がやっていると思いますが、この2業者を含めた給食の資材についての納入業者の選定はどのように行われているのか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

大畑学校給食センターの職員が、責任者であります栄養教諭が行っております。

済みません、言い直します。今言った管理者であります栄養教諭は、センターの職員ではなくて教諭でありますので、県の職員が1名配置されておりますので、その方が選定しております。

○議長（白井二郎） 6番。

○6番（目時睦男） 今の教育部長の説明だと、簡単に言うと、県から派遣されている栄養教諭が納入業者を決めていると、こういうふうな説明と受け取ったわけではありますが、私の知る限りにおいては、食品の一部については県の学校給食会、そのほかに地元を含めた事業者が納入しているとい

うようなことで聞き及んでいるわけではありますが、通常そうなのででしょうか。栄養教諭が納入業者を決め、他のほうも含めて、そのようなシステムになっているのでしょうか。再度お聞きをしたいと思います。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

栄養教諭、いわゆる学校の先生ですけれども、その方が選定していることに間違いございません。大畑学校給食センターは、青森市にございます青森県学校給食会というところから全ての食材を納入していると聞いております。

○議長（白井二郎） 6番。

○6番（目時睦男） ということは、地元の業者からの納入はないということの理解でよろしいのですか、確認をさせていただきます。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） 青森県学校給食会からの直接の納入にはなりますけれども、地元の業者も入っていることもあと伺っております。

○議長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。20番村中徹也議員。

（不規則発言あり）

○20番（村中徹也） いいよ、みんなで話ししろ。

○議長（白井二郎） 村中議員、指名しましたので、よろしく願います。

○20番（村中徹也） 3点ほどのお尋ねになりますが、下から7行目に、「確実に防ぐことができた事案であり」とありますが、もう一度お聞きします。確実に防げたのに、なぜ防げなかったのか。

（「振興会に丸投げしているのではないの、それであれば」の声あり）

○20番（村中徹也） シャベってもいいか。1点目、わかりますか。「確実に防ぐことができた事案であり」、確実に防げなかったわけですよ。教え

てください。

2つ目が、「指導を徹底する」。下から4行目ですか、「調理場内での嚴重な注意と指導を徹底し、再発防止」。教育委員会が現場に指示できるのですか。委託しているから、委託しているむつ市教育振興会に言うのでしょうか。教育長、教育部長、あなた方、現場に行つて指示できるのですか、調理しているその職員に。6名おられますけれども、できないでしょう。これ2点目。

そして、この報告書、「今回の事故原因は、施設側ではなく」、この1行も本当に気にかかりますね。そもそも論からして、そもそも教育委員会がむつ市教育振興会に委託しているわけでしょう。教育委員会がこういう報告をしてはだめです。あくまでも教育委員会は、この何とか会、振興会にやって、振興会が給食センターということにやって、そこの責任者がきのうの説明ですと、学校の校長でしょう。この3点お尋ねします。

わかりますよね、最初。確実に防ぐことができたと私たちに今報告して、何で確実に防げなかったのか。

以上、3点。

○議長（白井二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） 確実に防ぐことができたという文言のところで、なぜ確実に防ぐことができたと言えるのかというお尋ねだと思いますが、学校給食異物混入対応マニュアルどおりに実施していれば確実に防ぐことができたという意味でございますので、そのようにご理解をしていただきたいと思います。

2点、3点目については、教育部長からお話しさせていただきます。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） 村中議員の2点目のお尋ね、委託先はむつ市教育振興会でございますので、私たち教育委員会といたしましては、指導徹

底に当たっては、むつ市教育振興会のほうにお話をさせていただきます。

先ほど責任はセンター長という部分ですけども、委託契約の受託者はむつ市教育振興会でございますので、むつ市教育振興会のほうを通してお話をしております。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） そもそも今回の事案は、ヒューマンエラーなのです。洗っているときに見つかつて、取り除いて洗ったと、2回、3回。目で見て入っていないから調理したと。ごく普通のことをしたのです、一般家庭では。一般家庭ではね。どこのうちでも、目で見て、例えばひじきを洗つて、ごみが入っていたらごみを取つて、それを料理しますよ。それで、目で見てわからなくて調理したら、それが入っていたと。だから、2個入っていたということでしょう、要するに、最低でも。1個は取り除いて、1個が入っていたと。

ですから、これを考えれば、ちょっと表現が悪いですけども、本当に小さなヒューマンエラーなのです。これが私からすると、小さなヒューマンエラーだけでも、企業ガバナンス、統治ガバナンス、そしてリスクマネジメント、この点からいけば、「確実に防ぐ」と、ここでこういうふうに表示しているのに、ガバナンスとリスクマネジメントがなっていないのです。だから、丸投げなのです。委託すれば丸投げ、だからこれが起きるのです。

構図が、振興会から何とか調理センターに行っているから、ここも責任の所在が明確でないのです。教育委員会から3つ行っていますから、組織として。これがガバナンス、リスクマネジメント、ここで共有しなければいけない。今後これをどうするのか。マニュアルを徹底します。起きるので、ヒューマンエラーは。今後の問題として、ここをまず1点。

そして2点目、今後書類によって出すと言っていますが、誰がどのような責任をとるのですか、今回。書類を出せば終わりなのですか。これを2点目聞きます。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） まず1点目についてお答えいたします。

マニュアル遵守というところが今回は怠っていたということで私たちは考えておりますので、きのうまずマニュアルを通知いたしましたけれども、これにあわせて、年度内中には全ての調理場に赴いて、その内容について指導を徹底してまいります。

次に、改善策についての責任でございますけれども、今週中には改善策が文書で上がってくるようになっておりますので、その内容を見てから協議してまいりたいと考えております。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 今週中に文書が上がってきて、それからどうするのですか。その文書をもとに誰かを、どのような処分をするかを決めるということよろしいですか。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

処分等につきましては、むつ市教育振興会の責において行ってもらうこととなりますが、とりあえず……

（「教育振興会、あなた、教育委員会に聞いているのだよ。教育委員会が……」の声あり）

○教育部長（金澤寿々子） でございますけれども、その内容を見て検討することとしております。

○議長（白井二郎） 静粛に願います。

教育部長、質問している方と、ちょっとかみ合わないものですから、再度答弁のほうあったらお願いしたいのですが。

3回目ですから。

（「答弁してないべな」の声あり）

○議長（白井二郎） わかっています。

再度村中議員への答弁を願います。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、その改善策の内容を確認のうえ判断したいと思いますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。18番 齊藤孝昭議員。

○18番（齊藤孝昭） いろんな話が出ていますが、まずはむつ市教育振興会は教育委員会から委託された一般財団法人の団体であります。つまりどういうことかということ、委託された業者というか団体が何か失敗したときは、その委託をしている教育委員会にも責任があるということにつながると思います。当然そこにはその委託をした側の責任または委託された側の責任が発生しますので、そこには何らかの処分があるものだと私は思っています。どのような処分を検討しているのかをお知らせください。

また、きのう急遽レトルトカレーの非常食の対応をしたというふうなことでありますが、そもそも備蓄した一般財源で購入しているレトルトカレー、当然それを使ったということは行政に与えた損失があるということで、その責任の所在はどういうふうにするのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（白井二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） 今回の件で教育委員会に責任があるのではないか、その処分はということでもあります。

教育委員会に責任があるというふうに私も考えております。そして、一番の事務の責任者である私に大きな責任があるのだらうということになります。処分ということにつき、どのような対応を

するのかは、今後検討してまいりたいと思います。

2点目につきましては、教育部長からお話しさせていただきます。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

まず、昨日の非常時の対応につきましては、契約書の中で、この中には特にどちらが責任を持つとかというのはいっていないのですけれども、契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとするという部分がございます。

きのう使ったレトルトカレーにつきましては、今回の事例にかかわらず、災害、何か急な非常事態に教育委員会が対応するために備蓄していた食材でございます。今回については、給食をとめることを判断したのは我々教育委員会でありまして、それと非常時に備蓄していたものを使ったということで、金額的なものについてはうちのほうで持つこととしております。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） もう少し慎重に日常の行動または活動を教育委員会並びにその委託先のむつ市教育振興会が連携をしておけば、こういうのは少しでも防げた可能性があるというふうに私は思っています。さっきも同僚議員が言っていました、丸投げではないかというふうなことを言われても仕方がないということを感じます。

そこで、市長にちょっとお聞きしたいのですが、リスクマネジメントの話はきのうしましたけれども、リスクヘッジについて、危険を回避するというのですが、その考え方とか行動とかについてどのように考えていらっしゃったのでしょうか。いろんなやりとりしましたが、連携も不足している、その危険を回避するための材料も少しずつ間違っただんだん大きくなっているということの総

合的な結果がこういう事例、事象に発生したというふうには思っていますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

リスクヘッジというと、いわゆるヒヤリ・ハットの法則とか、さまざまそういうふうなことで言われますけれども、今回こういったミスがあったことをきっかけに、やはりもう一度今ご指摘いただいたように、丸投げになっていないかとか、そういったことを各部署で見詰め直すことが必要なのだというふうに思っております。

先ほど来いろいろご質疑ありました何点かについて、補足して私のほうから、これは私のほうもしっかりチェックをさせていただいて出した文書ですので、ご説明申し上げます。

まず第1点目ですけれども、「確実に防ぐことができた」ということについて言えば、これはマニュアルどおりに対応していればというその仮定の中でのこういう言い方をさせていただいております。

また、「調理場内での厳重な注意と指導を徹底し、再発防止に努める」という権限が教育委員会にあるのかということでもありますけれども、教育委員会は、これは法的にも学校について全面的な責任がありますので、かつ委託元であるということを考えても、こうした権限を学校内で行使することは当然のことだと理解しております。

3点目の事故原因は施設側ではないということですが、金属片が施設からの由来のものではないということ表現したということにすぎない文章ですので、その点についてはご理解いただきたいと思っております。

それから、ヒューマンエラーということでもありますけれども、まさにそのとおりでありまして、こういったミスを見逃さないことが、これからの

危機管理、リスクヘッジにつながってくると思います。

さらに、誰がどのような責任をとるのかということについては、これから上がってくる報告書を見て、最終的に原因を特定した後に教育委員会のほうで適切に判断をしていただくことだと思っております。

最後になりますけれども、非常食は今回備蓄していた、もともと教育委員会のほうで所有している、このようなときに対応するためのものでありますので、それについてこれをむつ市教育振興会のほうに請求するということは現時点では考えていないということで私のほうでは聞いておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第2～日程第24 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第73号

○議長（白井二郎） 次は、日程第2 議案第73号 むつ市ふるさと納税寄附金基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第73号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第73号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◇議案第74号

○議長（白井二郎） 次は、日程第3 議案第74号 むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第74号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第75号

○議長（白井二郎） 次は、日程第4 議案第75号 地方卸売市場大畑町魚市場基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第75号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第76号

○議長（白井二郎） 次は、日程第5 議案第76号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第76号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第77号

○議長（白井二郎） 次は、日程第6 議案第77号 むつ市野菜集荷貯蔵施設条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。14番中村正志議員。

○14番（中村正志） 議案第77号につきまして、質疑をさせていただきます。

これは廃止条例であります。むつ市公共施設等総合管理計画の第1期の実施計画によりますと、ここの施設に関しましては縮減施設であると。廃止予定ということで、それに沿った形で今回の提案ということになるかというふうに思っております。

この施設の利用者でありますとか経費、あるいはそれに対する収支、あるいは建物の老朽化等々含めまして、現況についてまずお聞きしたいと思います。

います。

また、廃止後の利活用方針につきましては、計画によりますと、民間移譲ということですので、そのあたりについて、今後の方針について現在で見えているところがありましたら、あわせてお知らせ願いたいと思います。

○議長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） お尋ね2点についてお答えいたします。

まず、施設の現状についてであります。野菜集荷貯蔵施設は、昭和58年に供用が開始され、当時貯蔵された主な野菜は長芋が大半を占め、使用料収入は年間約200万円ありましたが、近年地域の野菜農家数の減少により、平成28年度の収入は5万円以下まで落ち込んでいる状況になっております。

また、地域農家の減少により、今後も収入が増加するとは考えられないこと、施設として維持するためには、年間約80万円の電気料が必要であること、さらには供用開始してから35年が経過し老朽化が著しいことから、今回施設条例を廃止する条例を提出したものです。

2点目、廃止後の利活用につきましてでございますが、先ほど民間移譲ということがございましたけれども、引き受ける、という団体がございませんでしたので、将来的には解体する方針でございます。ただ、地元の農家等から倉庫として野菜を保管したいなどという希望があった場合は、修繕等の維持管理は行いませんが、可能な間は貸し付けしたいと考えております。

○議長（白井二郎） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第77号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第78号

○議長（白井二郎） 次は、日程第7 議案第78号 むつ市林業研修集会施設条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。14番中村正志議員。

○14番（中村正志） 議案第78号につきましても、前の議案第77号同様に廃止条例であります。同じように、この現在の施設の現況につきまして、その後の方針についてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） お尋ね2点についてお答えいたします。

まず、施設の現況についてであります。当該施設は林業関係者の研修を行う施設として昭和59年に旧川内町が建設いたしました。ほとんど利用されず、実質的に閉館された状態で市町村合併時にむつ市に引き継がれております。

合併後も利用者はなく、このため水道光熱費等の経費も発生していない状況であります。建築から30年以上経過し、著しく老朽化しており、供用を再開するのは困難であると考え、今回施設条例を廃止する条例を提出したものです。

条例廃止後の利活用方針につきましてありますが、当面倉庫としての利用は可能なため、使用可能な間は川内庁舎の備品や書類倉庫として使用してまいりたいと考えております。

○議長（白井二郎） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第78号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第79号

○議長（白井二郎） 次は、日程第8 議案第79号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。20番村中徹也議員。

○20番（村中徹也） 本議案は、シェルフォレスト川内がむつ市海と森ふれあい体験館を指定管理するというものであります。

1点だけお尋ねします。以前この施設に所管事務調査で調査に入ったときに、ここの団体から要望が出されたのです、やっつけなと。やっつけなというのでは、もう少し予算をつけてくれないかという話をされて、「これは違いますよ」と。「公募ですから、選考過程としてあなたが出した書類を多分教育委員会のほうで精査してあなたのほうに決めたということですから、あなたが足りないというのは、そもそも違うのではないですか」と、我々とその話をした経緯があるのです。何年前ですかね、これ。

それを考えますと、この189万8,925円、これ資本金ですね、ごめん。この指定管理料は、公募ですから、事前の打ち合わせなんかできませんよね、当然として。ですから、この団体が予算が足りないとい前に言っていたことと、教育委員会とこの団体で事前の打ち合わせをしてシェルフォレスト

川内という団体が書類を出した可能性というのは全く否定していいということによろしいでしょうか。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

そのとおりでございます。おっしゃるとおりでございます。

○議長（白井二郎） これで村中徹也議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第79号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第80号

○議長（白井二郎） 次は、日程第9 議案第80号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市中心身障害者ふれあいの家の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第80号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第81号

○議長（白井二郎） 次は、日程第10 議案第81号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、大畑中央公園外1施設の指定管理者を

指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 議案第81号について、数点にわたってお尋ねいたします。

その1つは、他の指定管理も含めて、通常指定管理期間は3年間もしくは5年間という理解をしているわけであります。本案の指定期間を見ますと、2年間になっているという理解をしていますが、その理由はなぜなのか。

2つ目は、大畑中央公園外1施設というようなことで、指定管理全体の収支計画を見ますと、4,923万3,000円が収入の見込みで、そのうちの利用料金が237万1,000円であります。その利用料金を差し引いた指定管理料が4,686万2,000円になっているわけでありますが、そのうちの兎沢スキー場の収入、利用料金等々含めた収入金額と人件費がどれだけ見込まれているのかをお知らせ願います。

3点目は、指定管理のうち兎沢スキー場の過去5年間の年間ごとの利用者数は幾らになっているのかお知らせ願います。

質疑の最後になりますが、本案の資料を見ますと、自主事業がありますよと、こういう記載があるわけでありますが、この自主事業の中で兎沢スキー場についてはどのような自主事業を計画されているのか。されているとすれば、その内容についてお知らせを願います。

以上。

○議長（白井二郎） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） 目時議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、指定管理期間を2年間とした理由についてであります。現在市の屋外体育施設は、むつ地区と大畑地区に分けて指定管理者を公募しております。今後市全体の体育施設の運営管理の効

率性など、公共施設管理の適正化を検討するため指定管理期間を統一する必要があることから、平成31年度末までを指定管理期間としたものであります。

次に、応募団体から提出された計画書によりますと、兎沢スキー場の利用料収入として年間7万1,000円が見込まれております。

人件費についてであります。指定管理対象の5施設及び大畑中央公園の管理全般に要する費用として人件費が見込まれておりますので、個別の施設についてはお示しできませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、兎沢スキー場の過去5年間の利用者数は、平成24年度1,615人、平成25年度1,742人、平成26年度1,607人、平成27年度1,651人、平成28年度1,860人となっております。

次に、自主事業の内容についてであります。初心者を対象としたスキー教室を1月中旬から毎週土曜日、日曜日に計6回実施する計画となっております。また、1月5日から3月上旬まで利用者の利便に供するため、食堂を運営する計画となっております。

○議長（白井二郎） 6番。

○6番（目時睦男） ありがとうございます。この兎沢スキー場の利用収入が7万1,000円と。期間からしますと、利用期間が冬期ということなので、私は約4カ月かなという理解をするわけですが、そこで再質疑ですが、以前旧大畑町がこのスキー場を開設したころは、スキー人口もそれなりにあったなという理解をしています。

そこで、今自主事業のお話を聞きました。当時は、開設のころは、私もスキーは趣味でというか、一定の資格も有しながら、若いときはスキーを楽しんでおりましたが、以前は旧大畑町の時代であります。我々も含めてスキー協会がありました。役場の職員も含めて、そしてその協会の会員がス

キーの資格も、指導員とか準指導員とか等々持ちながら、その協会員がボランティアで小学校、中学校の生徒の指導というか、そういうような講師を務めながら、学校の体育の時間等々も含めてボランティア活動をして、スキーの愛好者というか、子供たちを含めてあったわけでありまして。この指定管理者の中で、資格者を有しているという表現があるわけでありまして、現在の中で自主事業でそれなりの指定管理者含めて有資格者というか、ボランティアでの講師も含めたスキーの普及に寄与しているスタッフがあるのかどうかについて再度お聞きをしたいと思っております。

関連をするのですが、最近スキーの志向が変わってきていると理解しています。我々の若いころはというか、最近まではスキーを主にした冬期の事業でありましたが、最近はスノーボードが大分普及をしてきています。

この兎沢スキー場は、承知のように、開設当時からロープトゥが設備されているのですが、スノーボードの人たちというのは、上りも含めてロープトゥを使うというのはほとんどないなというか、そういうようなことから、スノーボードを含めた利用者というのは少ないのかなということもあります。

もう一つには、スロープの下側のほうには住宅がすぐあります。そういうようなことで、スロープが短いという点も含めて、安全上の問題等も含めたものも利用者からすると難儀をする面があるのかなという思いをしています。現に小学校については、1年生については兎沢スキー場を体育の時間で冬使っているというようなことがあるようでありまして、2年生以上はこのスキー場は利用しないで、3年生からは釜臥山スキー場を体育の時間の中で利用しているというふうな状況もあります。したがって、そういう状況の変化からも、先ほど聞いた利用者数が減少している要因の一つ

かなという思いもするわけであります。

そこでお聞きしたいのは、将来それらのことを解消する点も含めて、スキー場の移転を含めた改善策を検討しているのかどうか、この2点についてお聞きをします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

目時議員が若いころのスキーというのは、木の板……木ではない、ああ、そうですか。

スノーボードの需要がという話ですけれども、最近はというよりも、かなり前からスノーボードとスキーというのはほとんど同じぐらいの利用者がいるような気がします。今のご質疑の中でいきますと、兎沢スキー場の今後の展望というところでありまして、これはやはり釜臥山スキー場というスキー場が当市にございますので、そことの役割分担の中で考えていくべきものだというふうに考えております。

そうした中では、学校の教育活動での利用というものがこれから中心になってくると思いますし、あえて兎沢スキー場をこれから整備するですとか移転するということは現時点では考えてございませんので、その点についてはご理解を賜りたいと存じます。

その他の質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（白井二郎） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） お答えいたします。

スキー教室に有資格者がスタッフとしておられるのかどうかということのお尋ねだと思います。

まず、むつ市教育振興会のほうに有資格者がおられるかどうかということについては把握してございません。ただし、スキー教室を行うに当たって、ボランティアの方々にお越しをいただいて、その中には有資格者の方を含めた指導者の方々にこの教室の運営をお願いしているというように伺

っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（白井二郎） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第81号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第81号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第82号

○議長（白井二郎） 次は、日程第11 議案第82号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、脇野沢瀬野牧野外9施設の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第82号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第82号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第83号

○議長（白井二郎） 次は、日程第12 議案第83号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、地方卸売市場大畑町魚市場の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第83号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第83号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第84号

○議長（白井二郎） 次は、日程第13 議案第84号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ来さまい館外2施設の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第84号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第84号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第85号

○議長（白井二郎） 次は、日程第14 議案第85号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市奥薬研修景公園外1施設の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、14番中村正志議員。

○14番（中村正志） 指定管理者の指定につきまして、何点か質疑をさせていただきます。

今までの議案でもわかるとおり、これまでの指定管理の指定の議案でも、ほぼ同じ方が引き継ぐという場合がほとんどでありまして、ただ今回につきましては全く違うところが引き継ぐと。それ

を単純に思ったときに、何でなのだろうと、何か問題があるのかなというふうなのを最初に感じました。新しく引き受ける団体の運営計画とか方針を見れば、ああ、なるほどということは理解できるのでありますが、どうなのでしょう、把握しているかどうかわかりませんが、現管理者が今回応募しなかった理由とかということについて、もし把握しているのであればお知らせを願いたいと思います。

もう一点、現管理者と新しくなる管理者、これ途中で引き継ぐことになるのでありますが、そういった点につきましては、これまでになかなかかったケースなので、引き継ぎといいますか、その点についてはどのようになるのか。大きな施設ですと、雇用面で、前雇用していた方がそのまま引き継ぐとかというふうなこともあります。その辺も含めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、応募しなかった理由について承知しているかということでもありますけれども、これは当方としては承知をしておりません。そして、引き継ぎについてご心配だというご質疑でありますけれども、引き継ぎについては協定書の中で引き継ぎ条項ありますので、しっかりと現管理者、そして次の管理者に引き継いでいただけるというふうに思います。

同一の団体が継続的に管理するというのが通例となっているということを今中村議員のほうからご指摘がありました。そうした中では、私今回新しい団体が新たに管理をするということは、好ましいことだと思っています。

この際、今回指定管理についての議案が多いので、指定管理の現状と、それから展望についてちょっと私のほうからコメントさせていただきたいと思っています。

指定管理のメリットは、一般に公の施設を民間が管理運営することによって、コストの削減や民間主体のノウハウ、創意工夫による施設利用の活性化、こういったものが図られるということが挙げられています。現在市では、46施設について、この手法を活用しているところであります。

ただ、この施設の対応が多岐にわたっておりまして、また各部各課がそれぞれ施設を所管するというので、若干最近縦割りの弊害が見られてきているというようなことであります。

今回の異物混入も、これは受委託という中での事案でありましたけれども、一方の法人は、まさに別の施設を指定管理していただいている組織でありました。そうしたことから、今回の危機管理、あるいは具体的に言うと、私に報告が上がってくる時間なんかを見ても、非常にこのガバナンスがしっかり効いていたのか、あるいはリスクマネジメントがちゃんとできていたのかということについては、なかなかそのとおりだというふうには言えない状況にあるのではないかなど。

逆に言うと、46施設ありますけれども、それぞれについてそういうことが一元的に我々の組織の中で把握できているかということ、なかなかそういうふうなことも言えない。

今現時点で来年度新しくこの指定管理を一元的に管理をする組織を設置するということを検討しております。指導監督ということがメインにはなると思うのですが、それよりもこの46ある施設をもっと、より市民の皆様の笑顔につながるような利用にさせていただくためのそういう組織を今検討しておりますので、その点について、まずご報告を申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 指定管理のあり方についても、今市長からお話を聞きました。市長が言うとおおり、

本来であれば、このような事例がたくさん起こってもいいというふうに私も思っております。

私が質疑したいことについては、質疑はもうないので、これ以上は意見になってしまうので、この辺でやめますが、今後の指定管理のあり方としては、今市長がおっしゃったみたいに、先ほど部長がおっしゃったみたいに、ある程度スケールメリットという部分についても目を向けていただければなということをお願いしまして、質疑のほうを終わらせていただきます。

○議長（白井二郎） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 中村議員の質疑とも関連をされるわけですが、2点ほどお尋ねをします。

今回の指定管理の指定管理者が、実はこの施設に指定管理をした当初の事業者が、具体的には導入した平成18年4月1日から平成21年3月31日までの期間の指定管理者です。今回またこの同じ当時の指定管理者が応募をして指定をすると、こういう事案として受けとめているわけであります。

当時この平成18年から平成21年の間、次の指定管理に応募をしなかったのは、端的に言うと、指定管理のメリットが薄いという、その他のいろんなもろもろの状況も含めて応募をしなかったというようなことを耳にしているわけでありますが、今回再度4月以降、指定管理に応募をした理由は何なのか、知っている限りでお知らせを願いたいと思います。

2点目は、奥薬研修景公園の手前には、国設のキャンプ場がありますし、これは現在委託をしております。具体的には、今回指定管理を予定している事業者に委託をしていますね。他の薬研公園一帯のトイレも含めた公園の清掃については、直営というか、臨時職員を配置してやっているやに聞いておるわけでありますが、それぞれの薬研、

奥薬研の実施の形態が違うのはどういうことなのか、2点目の質疑にさせていただきます。

以上です。

○議長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） お尋ね2点についてお答えいたします。

今回応募してきた大信産業がなぜ応募してきたのかと。その理由につきましては、確認しておりません。

2点目につきまして、奥薬研手前のキャンプ場、野営場と、それから公衆トイレの委託がなぜそのような形で委託しているかということについてですが、指定管理者制度の導入には、条例で定められた公の施設である必要がありますが、薬研野営場につきましては、国有林や国の施設が含まれており、市が下北森林管理署長から国有林野の使用許可を受け使用しているものであります。

また、公衆トイレのあるポケットパークにつきましては、これは県の施設でございまして、協定を締結し、市が管理しているものであります。このため、これらの施設につきましては、市の公の施設としての条例を制定しておらず、指定管理者制度を導入しておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 6番。

○6番（目時睦男） 再度お聞きしますが、薬研のキャンプ場、それにトイレを含めた清掃管理については、それぞれ国の施設だと、一方は県の施設だと。したがって、指定管理はできない、端的に言うと、市の公の施設に当たらないと、こういうことの答弁であったという理解をするわけですが、それは法的な解釈等も含めてそのような見解を持っているというようなことに理解をするわけですが、法的な見解については、市としての見解なのか、他の国等を含めた見解なのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 法的な見解というのは、法律に基づく見解ですので、これはそのとおりだと思っています。

○議長（白井二郎） 6番。

○6番（目時睦男） 3回目のお尋ねですが、指定管理制度が発足してから10年が過ぎております。そういう中で、先ほどもお尋ねしていますが、この指定管理制度、いろいろな話が事業者等含めて周りの話も聞こえてきます。応募がないので、何とか応募してくれないかと、こういうふうな話等々も含めて耳にするわけではありますが、先ほどお話をした市の公の施設については、それぞれ市民サービスの施設が大半ということなわけですが、仮に現在指定管理している施設の更新時期に指定管理の応募者がなかった場合に、その後の運営はどのような形の中で考えているのか。今回のこの指定管理施設だけではなくて、指定管理全体の部分の考え方について、市長の考えがあればお聞きをしたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

指定管理ということについて言えば、私先ほど申し上げたとおり、2つの軸があると思っています。

まず、市の公の施設でありますので、これを適切に管理するという意味で、管理を行き届かせるという観点からのガバナンス、そして何か事故があったときに適切にそれを処理するという意味でのリスクマネジメントということが1つ目の軸であります。

もう一つは、それよりも大事なことは、市の公の施設を民間の方が活用してさまざまな事業をやっていただけということでもありますので、これに基づいて市民の皆様がこれを活用して、「笑顔かがやく希望のまち」にする一つの大きな施設の

あり方としてやっていただきたいということを考えております。

したがって、指定管理をこれからやっていくに当たって応募者がなかった場合ということについては、これは当然ながら市がそのままその施設を管理するか、あるいはその施設自体を廃止するかというような選択肢に絞られていくものと私は理解をしております。

以上です。

○議長（白井二郎） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第85号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第85号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第86号

○議長（白井二郎） 次は、日程第15 議案第86号 下北地域広域行政事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第86号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第87号

○議長（白井二郎） 次は、日程第16 議案第87号

市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第87号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第87号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第88号

○議長（白井二郎） 次は、日程第17 議案第88号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

本案は、大間町との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を加え、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第88号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第88号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第89号

○議長（白井二郎） 次は、日程第18 議案第89号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

本案は、東通村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を加え、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第89号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第89号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第90号

○議長(白井二郎) 次は、日程第19 議案第90号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

本案は、風間浦村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を加え、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第90号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第90号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第91号

○議長(白井二郎) 次は、日程第20 議案第91号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

本案は、佐井村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を加え、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第91号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第91号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第92号

○議長(白井二郎) 次は、日程第21 議案第92号 平成29年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第92号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第92号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第92号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◇議案第93号

○議長(白井二郎) 次は、日程第22 議案第93号 平成29年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算

を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第93号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第93号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第94号

○議長(白井二郎) 次は、日程第23 議案第94号 平成29年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第94号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第94号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇報告第27号

○議長(白井二郎) 次は、日程第24 報告第27号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で報告第27号の質疑を終わります。

報告第27号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長(白井二郎) 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月14日は常任委員会のため、12月15日及び12月18日から20日までは議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、明12月14日は常任委員会のため、12月15日及び12月18日から20日までは議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、12月16日及び17日は休日のため休会とし、12月21日は付託議案審議並びに議員提出議案上程、提案理由説明及び審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前11時21分 散会